

証拠保全ガイドラインとDF技術者に求められる能力

はじめに

近年の企業不祥事調査においては、電子メールやチャットとコミュニケーション履歴、行動履歴、ドキュメントデータ（一昔前でいうメモや手帳の類）およびそれらのメタデータなどのデジタルデータの検証が、事実上必要不可欠となっていることは、もはや言うまでもありません。不祥事調査だけではなく、悪意ある外部からのサイバー攻撃や内部者による情報漏えいなど企業活動における様々な脅威に対する技術としても、デジタル・フォレンジック（以下、「DF」といいます。）

（注1）は必要不可欠ですが、報道等を見る限り、まだまだその理解が浸透しているとはいえないようです（注2）。

そこで今回は、次回のコラムでご紹介予定の「実務家から見たDFベンダー選定のポイント」の前提として、DFの重要な役割である証拠保全に関する基礎知識として押さえておくべき証拠保全ガイドラインと、DF技術者に求められる能力を理解することで、DFベンダーを選定する際にも役立つと考えられるデジタル・フォレンジック・プロフェッショナル認定制度の概要をご紹介します。

証拠保全ガイドラインの概要

証拠保全ガイドラインは、DFプロセスの基本となる電磁的証拠の保全（Digital Evidence Preservation）における主要課題「取得対象データの範囲をどうすべきか」、「保全した証拠の原本同一性をどの程度確実にすべきか」に関して生じる「我が国における電磁的証拠保全の一般手続きがどうあるべきか」、「どの程度まで行えば、『法的紛争・訴訟に際し利用可能な電磁的証拠』となりうるか」といった運用現場の懸念や悩みに対し、コンセンサス形成の一助とするために、特定非営利活動法人デジタル・フォレンジック研究会（以下、「IDF」といいます。）（注3）が取りまとめたもので、2019年12月に第8版が公表されています（注4）。

<目次>

1. 本ガイドラインについて
2. 用語の定義
3. インシデント発生前の準備
4. インシデント発生直後の対応
5. 対象物の収集・取得・保全
6. 証拠保全の機器
7. 証拠保全の実施
8. アウトソーシングサービスの証拠保全

（注1）デジタル・フォレンジック等の基本的な解説は、<https://www.fss.jp/about-digital/>をご参照ください。

（注2）「デジタル証拠改ざんどう防ぐ 確認方法は未確立裁判IT化、議論必要に」日本経済新聞（8月24日朝刊）等

（注3）IDFは、2004年に、法執行機関や他の官公庁、民間企業において「デジタル・フォレンジック」の普及・促進を図り健全なIT社会の実現に貢献するために設立されました。<https://digitalforensic.jp/>リーガレックス合同会社およびAOSデータ株式会社は、IDF正会員として参加しています。

（注4）証拠保全ガイドライン第8版（2019年12月9日）

https://digitalforensic.jp/wp-content/uploads/2020/06/guideline_8thv1.10.pdf

デジタル・フォレンジック・プロフェッショナル認定

IDFは、2020年度より、DFに係わる知識及び実務能力を公正かつ適正に評価し、認定するデジタル・フォレンジック・プロフェッショナル認定（Certified Digital Forensic Professional）を実施しています（注5）。その資格区分は、① デジタル・フォレンジック基礎資格（CDFP-Basics）、② 同実務者資格（CDFP-Practitioner）、③ 同管理者資格（CDFP-Management）からなり、②及び③は2022年度以降実施予定です。

①で問われる内容には、以下のように、情報技術やDFの技術的な内容は当然のこと、DF実務に不可欠な調査実務や法執行機関による捜査、日米の訴訟制度や実務も含まれています。

1. デジタル・フォレンジックの基礎知識
2. デジタル・フォレンジック実務全般の知識
3. 調査・捜査とデジタル・フォレンジックの実務
4. 訴訟とデジタル・フォレンジックの実務

（注5）2018年2月に経済産業省から公表された「情報セキュリティサービス基準」及び「情報セキュリティサービスに関する審査登録機関基準」において、その保有により「専門性を有する者」として認められる資格となることが想定されています。<https://www.meti.go.jp/press/2017/02/20180228002/20180228002.html>


本件に関するお問い合わせ

リーガレックス合同会社

大阪事務所 業務執行社員 公認会計士／公認不正検査士／公認情報システム監査人
立川 正人 (masato.tachikawa@legalex.co.jp)

東京事務所 業務執行社員 公認会計士／税理士／中小企業診断士
高山 清子 (sumiko.takayama@legalex.co.jp)

発行会社

会社名	リーガレックス合同会社（LEGALEX LLC）
代表社員	深山 治（公認不正検査士）
事業概要	LEGALEX（Legal + Expand）をコーポレートコンセプトとして、法務領域に関連するテクノロジーと公認会計士・税理士の専門性を、企業内外の法律専門家や会計専門家等に提供し、拡大する業務領域への対応を支援することを目的としている。東京・大阪・福岡を拠点に、デジタル・フォレンジックスについての高い技術と知識、会計税務に関する見識を融合させ、国内外の不正調査や内部監査等に関する数多くの支援実績を有する。
所在地	[東京] 東京都中央区銀座1-16-7 銀座大栄ビル [大阪] 大阪府大阪市淀川区宮原1-1-1 阪急新大阪ビル [福岡] 福岡県福岡市博多区博多駅東2-5-19 サンライフ第3ビル
HP	 https://legalex.co.jp

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。なお、本資料の意見に係る部分については、弊社の公式見解ではありません。